

久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
久喜市一般職の任期付職員の採用等に関する規則（令和元年久喜市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出し、同条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第9条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。